

緑苑地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、緑苑地区社会福祉協議会と称し、事務所を緑苑ふれあいハウス「ふらっと」(緑苑中1-6)に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会定款第2条による事業のうち、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会、会員で緑苑団地内に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|-----------|------|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名以上 |
| (3) 理事 | 若干名 | (4) 福祉推進員 | 2名以上 |
| (5) 評議員 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長は理事会において、理事の中から互選する。

2. 理事は、自治会連合会の担当自治会長、民生児童委員代表、少年補導委員代表、各種団体の代表者、並びに社会福祉に熱意のある者をあてる。
3. 福祉推進員は、社会福祉に熱意のある者で、理事会で選任された者とする。
4. 評議員は、理事以外の自治会長・民生児童委員・少年補導委員、及び社会福祉に熱意のある者をあてる。
5. 監事は、評議委員会において、評議員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、福祉推進員の任期は、2年とする。

2. 役員の再任については、これを妨げない。
3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員の任期満了後も後任者の就任するまでは、その職務を行う。
5. 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
4. 福祉推進員は、会長の執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。
5. 評議員は、評議員会を組織し、第13条2項に定める事項を審議する。
6. 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。

(書記・会計)

第9条 本会に書記・会計を置く。

2. 書記は、福祉推進員の兼務とし、事務処理にあたる。
3. 会計は、理事の中から選出して、会長が委嘱する。
4. 会計は、本会の経理にあたる。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く

2. 事務局は本会の庶務を行うこととし、会長が選任する。

(会議)

第11条 会議は、理事会 評議員会及び総会とする。

2. 会議は、会長が招集する。
3. 会議は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

2. 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、会長が付議した事項

(評議員会)

第13条 評議員会に議長を置き、そのつど評議員の互選で定める。

2. 評議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(総 会)

第14条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、理事会と評議員会の合同会議をもって総会に変えることができる。

2. 総会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。
3. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 諸規定の制定及び改廃
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経 費)

第15条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会よりの地区社協交付金
- (2) モデル推進地区社協交付金
- (3) メニュー事業による助成金
- (4) 自治会助成金
- (5) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会の議決を得て変更することができる。

(委 任)

第18条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(慶弔見舞金)

第19条 本会役員に対する慶弔見舞金は次の通りとする。

- (1) 死亡の場合は、供花1対および香典10,000円
- (2) 30日以上入院加療を要する傷病の場合は見舞金5,000円
- (3) その他必要のある場合は、会長、副会長が協議して決定する

附 則

この会則は、平成4年4月1日より施行する

附 則

この会則は、平成12年11月25日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月21日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日より施行する。

緑苑地区社会福祉協議会交通費受給規則

- 第1条 本件規則は、緑苑地区社会福祉協議会の公式業務及び行事等による、出張者に交通費を支給するためのものである。
- 第2条 支給は鶴沼地区以遠の出張につき適用する。
- 第3条 支給する金額は利用する公共交通機関の実費とする。
- 第4条 自家用車等を使用する場合も第3条に準ずることとする。
- 第5条 便乗車には支給しない。但し便乗車の実費の1/2を車両提供者に支給することとする。
- 第6条 受給対象者は、別紙交通費受給票を起票して適時、受給すること。
- 第7条 本件規則の改廃は、緑苑地区社協の理事・評議員会の多数決により、決定する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日より施行する。